

岩倉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

- 1 「岩倉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とは
岩倉市では、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下基本構想という。）を定めています。

岩倉市の農業を将来にわたり持続的に発展させていくため、効率的かつ安定的な農業経営をおこなう担い手を育成することはとても重要なことです。

「基本構想」は将来育成すべき具体的な担い手像と、その実現に向けての措置などを明らかにしたものです。

- 2 基本構想の内容
基本構想には次の内容が示されています。

- (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- (2) 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
- (4) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標
- (5) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 3 見直しを行う理由

「基本構想」は愛知県が策定している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下基本方針という。）を基に、岩倉市の実情を踏まえて作られています。

本年度愛知県の基本方針が見直しされたことに伴い、基本構想も併せて見直しをおこないます。

4 主な見直しの内容

主な見直しの内容は次のとおりです。詳細につきましては、別紙「岩倉市経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 一部見直し新旧対照表」をご確認ください。

- (1) 岩倉市の実情に合わせた農業経営体の所得目標の見直し
 - ・効率的かつ安定的な農業経営の目標の年間農業所得目標を 800 万円→600 万円に変更
- (2) 所得目標の見直し及び岩倉市の農業経営体の栽培状況を踏まえ、経営指標（巻末の営農類型のことで、耕作にあたり、確保すべき農地面積や農業機械などが示されている。）についての改定
- (3) 岩倉市の実情に合わせた農業経営体への農用地の利用の集積に関する目標の見直し
 - ・効率的かつ安定的な農業経営を者が市全体の農用地の利用に占める面積のシェアを 50%→60%に変更
- (4) 農地中間管理事業の見直し※に伴う記載内容の変更
 - ・農地利用円滑化事業に関する記載の削除及び農地中間管理事業、人・農地プランに関する記載の加筆
- (5) その他、関係団体の名称、統計の数値、根拠法令の条文など見直し時点において更新されている内容への修正

※農地中間管理事業の見直し

令和元年度に農地中間管理事業（主に農業の担い手への農地の集積を推進する事業）が見直され、農地中間管理事業と事業内容が酷似していた、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合、一本化されました。

また、人・農地プラン（地域における農業の将来の在り方を示した計画）を、より地域の実情に即した強固なものへとアップグレードし、担い手への農地の集約化につなげていくこととしました。